

2022年9月30日

「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」の閣議決定に関するコメント

一般社団法人 日本船主協会  
会長 池田潤一郎

本日、民間武装警備員が乗船可能な日本船舶の対象拡大に係る「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、10月5日付で公布のうえ、12月1日より施行される運びとなりました。

国会議員の諸先生方の海運業界に対する格別のご理解・ご支援と、国土交通省を始めとする関係省庁の多大なるご尽力に対しまして、厚く御礼申し上げます。

今回の制度改正による後押しを受け、私ども外航海運業界は、従来に増して、乗組員の生命、船舶および貨物の安全を確保し、安定的な海上輸送を通して我が国の経済安全保障への貢献に努めてまいります。

引き続き関係の皆様のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上